

和介保第48号
和地包第16号
和指第42号
平成31年4月16日
(2019年)

和歌山市地域包括支援センター長 各位
指定居宅介護支援事業者 各位

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給に係る添付書類の取り扱いについて

平素は本市の高齢者福祉行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本市では当該制度に係る事前審査に「住宅改修箇所を示す平面図」を添付することとし、その取り扱いについては次のとおりとしています。

○介護保険 住宅改修費の支給について（一部抜粋）

◆添付書類等についての留意事項

3. 住宅改修箇所を示す平面図について

- (1) 手すり等取り付け場所が多くなる場合は、改修前の写真と平面図に番号等を振って、わかりやすいよう作成してください。
- (2) 住宅全体の平面図の作成が難しい場合には、被保険者の居室、改修箇所、玄関とそれらを結ぶ扉などを記載し、被保険者の生活活動および改修箇所、外部への出入口との位置関係が分かるように作成してください。

このことについて、当該利用者の住宅の状況を確認する際には、個人のプライバシーを十分配慮するため、事前に利用者本人又は家族（以下「利用者等」という。）の同意を得ることとしてください。また、見積もり等の際に工事施工業者が利用者宅を訪問する場合は、必ず介護支援専門員又は地域包括支援センター担当職員等（以下「介護支援専門員等」という。）が現場に立ち会うようお願いします。なお、業務の都合上立ち合いができない場合は、事前にその旨を当該利用者等に説明を行い、理解を得た上で作業を進めるよう努めてください。

「住宅改修箇所を示す平面図」は、介護支援専門員等がアセスメントや住宅改修理由書を作成する上で、また保険者がその必要性を審査する上で重要な情報となるものです。しかし、生活動線を踏まえた住宅の詳細な調査を行うことに、当該利用者等からの同意が得られない場合は、改修箇所及び最低限その周辺の生活動線がわかる平面図での申請も可能です。

(なお、その場合は、審査に必要な補足情報として介護保険課担当者から介護支援専門員等に対し、問い合わせをする場合がありますので、あらかじめご理解の程よろしくお願ひします。)

また、厚生労働省通知「「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について」(平成30年7月13日老高発0713第1号)により、「居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。」となっていますので、適切に対応していただきますよう、併せてよろしくお願ひします。

和歌山市健康局保険医療部

介護保険課 担当：辻

電話：435-1190

地域包括支援課 担当：池澤、前田

電話：435-1197

指導監査課 担当：橋爪

電話：435-1319